

## 新たな過疎対策法の制定に関する意見書

過疎対策は、昭和45年に過疎地域対策緊急措置法が制定されて以来、3次にわたる特別措置法の制定により、総合的な過疎対策事業が実施され、生活環境の整備や生産性の向上など、一定の成果を上げてきましたが、今なお過疎地域の自立促進には不十分な状態が続いております。

過疎地域では現在も、人口の減少と少子・高齢化が一段と進行し、農林水産業をはじめとする地場産業の衰退とそれに伴う人的資源の流出、路線バスなどの公共交通機関や郵便局等の廃止・縮小、耕作放棄地の増加、森林の荒廃など生活・生産基盤の弱体化が進む中で、多くの集落が消滅や消滅の危機に瀕しており、過疎地域の問題は極めて深刻な状況にあります。

過疎地域は、豊かな自然や歴史・文化を有する地域であり、また、都市に対して食料や水資源の供給、自然環境の保全と癒しの場を提供するとともに、森林による地球温暖化防止や国土保全に貢献するなど多面的かつ重要な機能を担っており、引き続き国全体で特別な支援を行っていく必要があります。

よって、国会及び政府におかれては、過疎地域の重要性を再認識し、次の事項を実現されるよう、強く要望いたします。

- 1 平成21年度末で失効する過疎地域自立促進特別措置法のこれまでの成果と課題を十分に検証し、改善すべき点を明らかにした上で、抜本的な対策を盛り込んだ新たな法律を制定すること。
- 2 新たな法律の制定に当たっては、合併前に過疎地域であったところを引き続き「一部過疎地域」とするなど、合併後の市町村単位にこだわらない、地域の実情に即した総合的な過疎対策を講じること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成20年10月1日

長岡市議会議長 五 井 文 雄

(あて先)

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、農林水産大臣、国土交通大臣